

平成31年2月定例会 資料

長浜市教育委員会

平成31年2月長浜市教育委員会定例会 議事日程

平成31年2月19日（火） 午後1時30分～
長浜市役所5階 教育委員会室

1. 開 会

2. 議 事

日程第1 会議録署名委員指名

日程第2 会議録の承認
1月定例会

日程第3 教育長の報告

日程第4 議案審議

議案第2号 議会の議決を経るべき教育関係議案について

議案第3号 長浜市特別支援教育就学奨励費給付要綱の一部改正について

議案第4号 長浜市就学援助費給付要綱の一部を改正する告示の一部改正について

日程第5 協議・報告事項

(1) 長浜市学校ICT環境整備計画【第1次】(2019年度～2021年度)について

(2) 「長浜市通学路交通安全プログラム」による対策一覧等の公表について

日程第6 その他

3. 閉 会

平成31年3月教育委員会臨時会開催日程 3月11日（月） 午後4時00分～

定例会開催日程 3月28日（木） 午後1時30分～

議会の議決を経るべき教育関係議案について

議会の議決を経るべき教育関係議案について、委員会の意見及び同意を求める。

平成31年2月19日提出

長浜市教育委員会 教育長 板山 英信

条例・教育委員会規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：すこやか教育推進課

議案番号：第3号、第4号

件 名：長浜市特別支援教育就学奨励費給付要綱の一部改正について

長浜市就学援助費給付要綱の一部を改正する告示の一部改正について

第1 提出理由

- (1) 入学前応援金制度の新設に伴い、長浜市特別支援教育就学奨励費給付要綱の関係する条文の一部を改正するもの（議案第3号）
- (2) 国の要保護児童生徒援助費補助金および特別支援教育就学奨励費補助金の予算単価等が見直されることに伴い、市の学用品費等に関する対象経費の給付限度額を改正するもの（議案第3号、第4号）

第2 要点

- (1) 入学前応援金制度の新設による特別支援教育就学奨励費給付要綱の整理
 - ・条文中、「長浜市就学援助費及び入学前応援金給付要綱」の題名等を改める
 - ・応援金と奨励費の新入学児童生徒学用品費等を重複して給付できない旨の規定を設ける
- (2) 学用品費、新入学児童生徒学用品費等に関する対象経費の給付限度額の見直し
ア. 長浜市特別支援教育就学奨励費給付要綱
(現行) ※影響のある経費のみ抜粋

区分		小・中等の別	給付限度額
校外活動費（宿泊を伴わないもの）		小学校、義務教育学校（前期課程）	785円
		中学校、義務教育学校（後期課程）	1,135円
校外活動費（宿泊を伴うもの）		小学校、義務教育学校（前期課程）	1,810円
		中学校、義務教育学校（後期課程）	3,050円
学用品費		小学校、義務教育学校（前期課程）	5,710円
		中学校、義務教育学校（後期課程）	11,160円
新入学児童生徒学用品費等		小学校、義務教育学校（前期課程）	20,300円
		中学校、義務教育学校（後期課程）	23,700円
体育実技用品費	スキー	小学校、義務教育学校（前期課程）	13,010円
	スケート		5,635円
	柔道	中学校、義務教育学校（後期課程）	3,755円
	剣道		25,970円
	スキー		18,670円
	スケート		5,635円

(改正案) ※影響のある経費のみ抜粋

区分		小・中等の別	給付限度額
校外活動費（宿泊を伴わないもの）		小学校、義務教育学校（前期課程）	790円
		中学校、義務教育学校（後期課程）	1,145円
校外活動費（宿泊を伴うもの）		小学校、義務教育学校（前期課程）	1,825円
		中学校、義務教育学校（後期課程）	3,075円
学用品費		小学校、義務教育学校（前期課程）	5,760円
		中学校、義務教育学校（後期課程）	11,255円
新入学児童生徒学用品費等		小学校、義務教育学校（前期課程）	25,300円
		中学校、義務教育学校（後期課程）	28,700円
体育実技用品費	スキー等	小学校、義務教育学校（前期課程）	13,120円
	柔道	中学校、義務教育学校（後期課程）	3,785円
	剣道		26,190円
	スキー等		18,825円

イ. 長浜市就学援助費及び入学前応援金給付要綱

(現行) ※影響のある経費のみ抜粋

対象経費等		児童（小学生）	生徒（中学生）
学用品費、通学用品費及び校外活動費（宿泊を伴わないもの）の合計	第1学年	12,990円	24,590円
	その他の学年	15,220円	26,820円
新入学児童生徒学用品費等		40,600円	47,400円
校外活動費（宿泊を伴うもの）		3,620円	6,100円
入学前応援金		40,600円	47,400円

(改正案) ※影響のある経費のみ抜粋

対象経費等		児童（小学生）	生徒（中学生）
学用品費、通学用品費及び校外活動費（宿泊を伴わないもの）の合計	第1学年	13,100円	24,800円
	その他の学年	15,350円	27,050円
新入学児童生徒学用品費等		50,600円	57,400円
校外活動費（宿泊を伴うもの）		3,650円	6,150円
入学前応援金		50,600円	57,400円

第3 施行期日

平成31年4月1日から施行する。

長浜市特別支援教育就学奨励費給付要綱の一部改正について

長浜市特別支援教育就学奨励費給付要綱（平成18年長浜市教育委員会告示第6号）の一部を次のように改正することについて、委員会の議決を求める。

平成31年2月19日提出

長浜市教育委員会 教育長 板山 英信

長浜市特別支援教育就学奨励費給付要綱（平成18年長浜市教育委員会告示第6号）の一部を次のように改正する。

第1条の2中「除き、長浜市就学援助費」の次に「及び入学前応援金」を、「以下「援助費」の次に「及び応援金」を加える。

第3条第2項中「又は援助費」の次に「及び応援金」を加え、同項に後段として次のように加える。

また、前条第4号に掲げる新入学児童生徒学用品費等の給付は、援助費及び応援金給付要綱による応援金と重複して給付することはできない。

第5条中「申請書」の次に「（様式第1号）」を加える。

第6条中「1」を「2」に、「受給申請却下」を「給付否認定」に、「2」を「3」に改める。

第12条第1項中「3」を「4」に改める。

別表中「

区分	小・中等の別	給付限度額
(略)		
校外活動費（宿泊を伴わないもの）	小学校・義務教育学校（前期課程）	785円
	中学校・義務教育学校（後期課程）	1,135円
校外活動費（宿泊を伴うもの）	小学校・義務教育学校（前期課程）	1,810円
	中学校・義務教育学校（後期課程）	3,050円
学用品費	小学校・義務教育学校（前期課程）	5,710円
	中学校・義務教育学校（後期課程）	11,160円
新入学児童生徒学用品費等	小学校・義務教育学校（前期課程）	20,300円
	中学校・義務教育学校（後期課程）	23,700円

体育実技用具費	スキー	小学校	13,010円
	スケート		5,635円
	柔道	中学校・義務教育学校（後期課程）	3,755円
	剣道		25,970円
	スキー		18,670円
	スケート		5,635円
(略)			

」を「

区分		小・中等の別	給付限度額
(略)			
校外活動費（宿泊を伴わないもの）		小学校・義務教育学校（前期課程）	790円
		中学校・義務教育学校（後期課程）	1,145円
校外活動費（宿泊を伴うもの）		小学校・義務教育学校（前期課程）	1,825円
		中学校・義務教育学校（後期課程）	3,075円
学用品費		小学校・義務教育学校（前期課程）	5,760円
		中学校・義務教育学校（後期課程）	11,255円
新入学児童生徒学用品費等		小学校・義務教育学校（前期課程）	25,300円
		中学校・義務教育学校（後期課程）	28,700円
体育実技用具費	スキー等	小学校・義務教育学校（前期課程）	13,120円
	柔道	中学校・義務教育学校（後期課程）	3,785円
	剣道		26,190円
	スキー等		18,825円
(略)			

」に改める。

様式第1号中「6」を「5」に改め、
同様式中「

第 年 月 日 号

保護者住所
氏名 様

長浜市教育委員会教育長

特別支援教育就学奨励費給付認定通知書

特別支援教育就学奨励費受給申請については、長浜市特別支援教育就学奨励費給付要綱第6条の規定により、下記のとおり通知します。

記

学 校 名 ・ 学 年	長浜市立 小・中学校 年
児 童 ・ 生 徒 名	
保 護 者 名	
認 定 日	年 月 日

(注意)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長浜市教育委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分を知った日の翌日から起算して6か月以内に、長浜市教育委員会を被告として（訴訟において長浜市教育委員会を代表する者は教育長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

」を「

年度 特別支援教育就学奨励費受給申請書

学校長公印

長浜市教育委員会あて

下記のとおり特別支援教育就学奨励費受給を申請します。

年 月 日

申請者(保護者)	住所	〒 長浜市			電話番号	
	ふりがな				生年月日	自宅 携帯
	氏名	印			年齢	勤務先等
					歳	
対象児童生徒	氏名(ふりがな)	申請者との続柄	生年月日	年齢	学校名	学年
				歳	学校	年
				歳	学校	年
				歳	学校	年
				歳	学校	年
				歳	学校	年
その他の同一生計の家族	以下に上記対象児童生徒以外で、申請者と生計を同一にしている家族の情報を記入してください。 世帯分離していても、申請時点で扶養関係にある場合や、食費・水道光熱費などの生活費をともにしている場合は記入が必要です。同一世帯でも、生活費を分けている場合は記入不要です。					
	氏名(ふりがな)	申請者との続柄	生年月日	年齢	勤務先または学校名	
				歳		
				歳		
				歳		
				歳		
承 諾 書						
1. 私(申請者)は、長浜市特別支援教育就学奨励費受給申請のため、私及び私の世帯の住民基本台帳及び所得・課税情報について、長浜市教育委員会が閲覧することを承諾します。 2. 長浜市から受ける特別支援教育就学奨励費について、その請求、受領、返納、学校徴収金(教材費、学校給食費等)の支払いに関する権限を、児童生徒が在籍する学校長に委任します。 年 月 日 申請者氏名 印 長浜市教育委員会あて						

<記入上の注意>

1. 「その他の家族」欄は、生計を一つにする方のみ記入してください。同居されていても、生計が別であれば記入は不要です。
2. 添付書類は、次の書類を添付してください。

年中の所得がわかる書類(源泉徴収票や所得(課税)証明書など)
」に改める。

様式第2号中「

第 年 月 日 号

保護者住所
氏名 様

長浜市教育委員会教育長

特別支援教育就学奨励費受給申請却下通知書

特別支援教育就学奨励費受給申請については、長浜市特別支援教育就学奨励費給付要綱第6条の規定により、下記のとおり通知します。

記

学 校 名 ・ 学 年	長浜市立 小・中学校 年
児 童 ・ 生 徒 名	
保 護 者 名	
却 下 日	年 月 日
却 下 理 由	

(注意)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長浜市教育委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分を知った日の翌日から起算して6か月以内に、長浜市教育委員会を被告として（訴訟において長浜市教育委員会を代表する者は教育長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

」を「

第 年 月 日 号

保護者住所
氏名 様

長浜市教育委員会教育長

特別支援教育就学奨励費給付認定通知書

特別支援教育就学奨励費受給申請については、長浜市特別支援教育就学奨励費給付要綱第6条の規定により、下記のとおり通知します。

記

学 校 名 ・ 学 年	長浜市立 学校 年
児 童 ・ 生 徒 名	
保 護 者 名	
認 定 日	年 月 日

教 示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長浜市教育委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分を知った日の翌日から起算して6か月以内に、長浜市教育委員会を被告として（訴訟において長浜市教育委員会を代表する者は教育長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

」に改める。

様式第3号中「12」を「6」に改め、同様式中「

第 号
年 月 日

長浜市教育委員会教育長 あて

学校名

学校長

年度特別支援学級児童生徒就学奨励費個人別支給明細書

学 年	児 童 生 徒 氏 名	保 護 者 氏 名	学用品 費等	学 校 給食費	新入学生 児童生 徒学用品 費等	修 学 旅 行 費	校 外 活 動 費	合 計

を「

第 年 月 日 号

保護者住所
氏名 様

長浜市教育委員会教育長

特別支援教育就学奨励費給付否認定通知書

特別支援教育就学奨励費受給申請については、長浜市特別支援教育就学奨励費給付要綱第6条の規定により、下記のとおり通知します。

記

学 校 名 ・ 学 年	長浜市立 学校 年
児 童 ・ 生 徒 名	
保 護 者 名	
否 認 定 日	年 月 日
否 認 定 理 由	

教 示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長浜市教育委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分を知った日の翌日から起算して6か月以内に、長浜市教育委員会を被告として（訴訟において長浜市教育委員会を代表する者は教育長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第4号（第12条関係）

第 号
年 月 日

長浜市教育委員会教育長 あて

学校名

学校長

年度特別支援学級児童生徒就学奨励費個人別支給明細書

学 年	児 童 生 徒 氏 名	保 護 者 氏 名	学用品 費等	学 校 給食費	新入学生 児童生徒 学用品費等	修 学 旅 行 費	校 外 活 動 費	合 計

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

新	旧
(定義) 第1条の2 この要綱で使用する用語の意義は、特に定めるものを除き、<u>長浜市就学奨励費及び入学前応援金給付要綱</u>（平成18年長浜市教育委員会告示第5号。以下「<u>奨励費及び応援金給付要綱</u>」という。）に定めるところによる。 (給付金額) 第3条 (略) 2 奨励費の給付は、生活保護費の教育扶助又は<u>奨励費及び応援金給付要綱</u>による奨励費と重複して給付することはできない。<u>また、前条第4号に掲げる新入学児童生徒学用品費等の給付は、奨励費及び応援金給付要綱による応援金と重複して給付することはできない。</u> (給付申込み) 第5条 奨励費の給付を受けようとする者は、<u>毎年度特別支援教育就学奨励費受給申請書(様式第1号)</u>に必要事項を記入し、次に掲げる書類のうち委員会が指定したものを添えて学校長を通じて委員会へ提出するものとする。 (1)・(2) (略) (給付の認否の決定) 第6条 委員会は、前条の書類の提出を受けたときは、その内容を審査し給付の認否を決定のうえ、提出者にその旨学校長を通して特別支援教育就学奨励費給付認定通知書(様式第2号)又は特別支援教育就学奨励費給付否認通知書(様式第3号)により通知するものとする。この場合において、必要に応じ関係者に通知することができる。 (書類の整備) 第12条 学校長は、特別支援学級児童生徒就学奨励費個人別支給明細書(様式第4号)等給付に係る関係書類を整備し、常に給付の状況を明らかにしなければならない。 2 (略)	(定義) 第1条の2 この要綱で使用する用語の意義は、特に定めるものを除き、<u>長浜市就学奨励費給付要綱</u>（平成18年長浜市教育委員会告示第5号。以下「<u>奨励費給付要綱</u>」いう。）に定めるところによる。 (給付金額) 第3条 (略) 2 奨励費の給付は、生活保護費の教育扶助又は<u>奨励費給付要綱</u>による奨励費と重複して給付することはできない。 (給付申込み) 第5条 奨励費の給付を受けようとする者は、<u>毎年度特別支援教育就学奨励費受給申請書に必要事項を記入し、次に掲げる書類のうち委員会が指定したものを添えて学校長を通じて委員会へ提出するものとする。</u> (1)・(2) (略) (給付の認否の決定) 第6条 委員会は、前条の書類の提出を受けたときは、その内容を審査し給付の認否を決定のうえ、提出者にその旨学校長を通して特別支援教育就学奨励費給付認定通知書(様式第1号)又は特別支援教育就学奨励費受給申請却下通知書(様式第2号)により通知するものとする。この場合において、必要に応じ関係者に通知することができる。 (書類の整備) 第12条 学校長は、特別支援学級児童生徒就学奨励費個人別支給明細書(様式第3号)等給付に係る関係書類を整備し、常に給付の状況を明らかにしなければならない。 2 (略)

(1/6)

新				旧			
別表（第3条関係）				別表（第3条関係）			
区分		小・中等の別	給付限度額	区分		小・中等の別	給付限度額
(略)				(略)			
校外活動費（宿泊を伴わないもの）		小学校・義務教育学校（前期課程）	790円	校外活動費（宿泊を伴わないもの）		小学校・義務教育学校（前期課程）	785円
		中学校・義務教育学校（後期課程）	1,145円			中学校・義務教育学校（後期課程）	
校外活動費（宿泊を伴うもの）		小学校・義務教育学校（前期課程）	1,825円	校外活動費（宿泊を伴うもの）		小学校・義務教育学校（前期課程）	1,810円
		中学校・義務教育学校（後期課程）	3,075円			中学校・義務教育学校（後期課程）	
学用品費		小学校・義務教育学校（前期課程）	5,760円	学用品費		小学校・義務教育学校（前期課程）	5,710円
		中学校・義務教育学校（後期課程）	11,255円			中学校・義務教育学校（後期課程）	
新入学児童生徒学用品費等		小学校・義務教育学校（前期課程）	25,300円	新入学児童生徒学用品費等		小学校・義務教育学校（前期課程）	20,300円
		中学校・義務教育学校（後期課程）	28,700円			中学校	
体育実技用具費	スキー等	小学校・義務教育学校（前期課程）	13,120円	体育実技用具費	スキー	小学校・義務教育学校（前期課程）	13,010円
	柔道	中学校・義務教育学校（後期課程）	3,785円		スケート	小学校・義務教育学校（前期課程）	5,635円
	剣道		26,190円		柔道	中学校・義務教育学校（後期課程）	3,755円
	スキー等		18,825円		剣道		25,970円
(略)					スキー		18,670円
					スケート		5,635円
(略)				(略)			

新

旧

様式第1号 (第5条関係)

様式第1号 (第6条関係)

年度 特別支援教育就学奨励費受給申請書

第 号

保護者住所 氏名 様

長浜市教育委員会教育長

特別支援教育就学奨励費給付認定通知書

特別支援教育就学奨励費受給申請については、長浜市特別支援教育就学奨励費給付要綱第6条の規定により、下記のとおり通知します。

記

学校名・学年 長浜市立 小・中学校 年

児童・生徒名

保護者名

認定日 年 月 日

(注意)

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長浜市教育委員会に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分を知った日の翌日から起算して6か月以内に、長浜市教育委員会を被告として（訴訟において長浜市教育委員会を代表する者は教育長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

1. 私(申請者)は、長浜市特別支援教育就学奨励費受給申請のため、私及び私の世帯の住民基本台帳及び所得・課税情報について、長浜市教育委員会が閲覧することを承諾します。

2. 長浜市から受ける特別支援教育就学奨励費について、その請求、受領、返納、学校徴収金(教材費、学校給食費等)の支払いに関する権限を、児童生徒が在籍する学校長に委任します。

年 月 日

申請者氏名

長浜市教育委員会

<記入上の注意>

1. 「その他の家族」欄は、生計を一つにする方のみ記入してください。同居されていても、生計が別であれば記入は不要です。

2. 添付書類は、次の書類を添付してください。

年 中の所得がわかる書類(源泉徴収票や所得(課税)証明書など)

(3 / 6)

新

旧

様式第2号 (第6条関係)

様式第2号 (第6条関係)

第 号

保護者住所 氏名 様

長浜市教育委員会教育長

特別支援教育就学奨励費給付認定通知書

特別支援教育就学奨励費受給申請については、長浜市特別支援教育就学奨励費給付要綱第6条の規定により、下記のとおり通知します。

記

学校名・学年 長浜市立 学校 年

児童・生徒名

保護者名

認定日 年 月 日

教 示

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長浜市教育委員会に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分を知った日の翌日から起算して6か月以内に、長浜市教育委員会を被告として（訴訟において長浜市教育委員会を代表する者は教育長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

旧

様式第2号 (第6条関係)

第 号

保護者住所 氏名 様

長浜市教育委員会教育長

特別支援教育就学奨励費受給申請却下通知書

特別支援教育就学奨励費受給申請については、長浜市特別支援教育就学奨励費給付要綱第6条の規定により、下記のとおり通知します。

記

学校名・学年 長浜市立 小・中学校 年

児童・生徒名

保護者名

却下日 年 月 日

却下理由

(注意)

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長浜市教育委員会に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分を知った日の翌日から起算して6か月以内に、長浜市教育委員会を被告として（訴訟において長浜市教育委員会を代表する者は教育長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

長浜市就学援助費給付要綱の一部を改正する告示の一部改正について

長浜市就学援助費給付要綱の一部を改正する告示（平成31年長浜市教育委員会告示第2号）の一部を次のように改正することについて、委員会の議決を求める。

平成31年2月19日提出

長浜市教育委員会 教育長 板山 英信

長浜市就学援助費給付要綱の一部を改正する告示（平成31年長浜市教育委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

別表中「

対象経費等		児童（小学生）	生徒（中学生）
学用品費、通学用品費及び 校外活動費（宿泊を伴わな いものに限る。）の合計	第1学年	12,990円	24,590円
	その他の学年	15,220円	26,820円
新入学児童生徒学用品費等		40,600円	47,400円
校外活動費（宿泊を伴うもの）		3,620円	6,100円
（略）			
入学前応援金		40,600円	47,400円

」を「

対象経費等		児童（小学生）	生徒（中学生）
学用品費、通学用品費及び 校外活動費（宿泊を伴わな いものに限る。）の合計	第1学年	13,100円	24,800円
	その他の学年	15,350円	27,050円
新入学児童生徒学用品費等		50,600円	57,400円
校外活動費（宿泊を伴うもの）		3,650円	6,150円
（略）			
入学前応援金		50,600円	57,400円

」に改める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

長浜市就学援助費給付要綱の一部を改正する告示の一部改正について

新				旧			
別表（第3条関係）				別表（第3条関係）			
対象経費等		児童（小学生）	生徒（中学生）	対象経費等		児童（小学生）	生徒（中学生）
学用品費、通学用品費及び 校外活動費（宿泊を伴わな いものに限る。）の合計	第1学年	13,100円	24,800円	学用品費、通学用品費及び 校外活動費（宿泊を伴わな いものに限る。）の合計	第1学年	12,990円	24,590円
	その他の 学年	15,350円	27,050円		その他の 学年	15,220円	26,820円
新入学児童生徒学用品費等		50,600円	57,400円	新入学児童生徒学用品費等		40,600円	47,400円
校外活動費（宿泊を伴うもの）		3,650円	6,150円	校外活動費（宿泊を伴うもの）		3,620円	6,100円
（略）				（略）			
入学前応援金		50,600円	57,400円	入学前応援金		40,600円	47,400円

長浜市学校 I C T 環境整備計画【第 1 次】

（2019 年度～2021 年度）

平成 31 年（2019 年）3 月
長浜市教育委員会

目次

1. 長浜市学校 I C T 環境整備計画の策定にあたって	3
(1) 計画策定の趣旨	
(2) 計画の位置づけ	
(3) 計画の期間	
(4) 国の動向	
2. 長浜市における教育情報化の現状と課題	6
(1) 国の指標と長浜市の I C T 環境の整備状況	
(2) 教科指導等の I C T 活用に関する整備状況	
(3) 教員の I C T 活用指導力の状況	
(4) I C T 化モデル事業の成果と課題	
(5) 校務の情報化の状況	
(6) 情報セキュリティ	
3. 計画の基本方針	11
4. 計画の取組内容	12
(1) 教室の I C T 環境の整備	
(2) 教育の質の改善を目的とした校務の情報化の推進	
(3) 教員の I C T 活用指導力の向上	
5. 計画の推進のために	19
(1) 推進体制及び庁内連携	
(2) 計画の円滑かつ着実な推進	
(3) 学校関係者への周知と協力	

1. 長浜市学校 I C T 環境整備計画の策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨

近年のグローバル化や急速な情報化の進展により、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しています。とりわけ、情報通信技術（I C T）は日々進化しており、タブレット端末やスマートフォンの普及により、どこでも誰とでも、常にインターネットを使って情報発信したり交流したりすることができる時代となりました。

小学校では 2020 年度、中学校では 2021 年度から全面実施となる新学習指導要領において、情報活用能力が言語能力、問題発見・解決能力等と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置づけられ、「各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図る」ことが明記されるとともに、小学校においては、プログラミング教育が必修化されるなど、今後の学習活動において、積極的に I C T を活用することが想定されています。

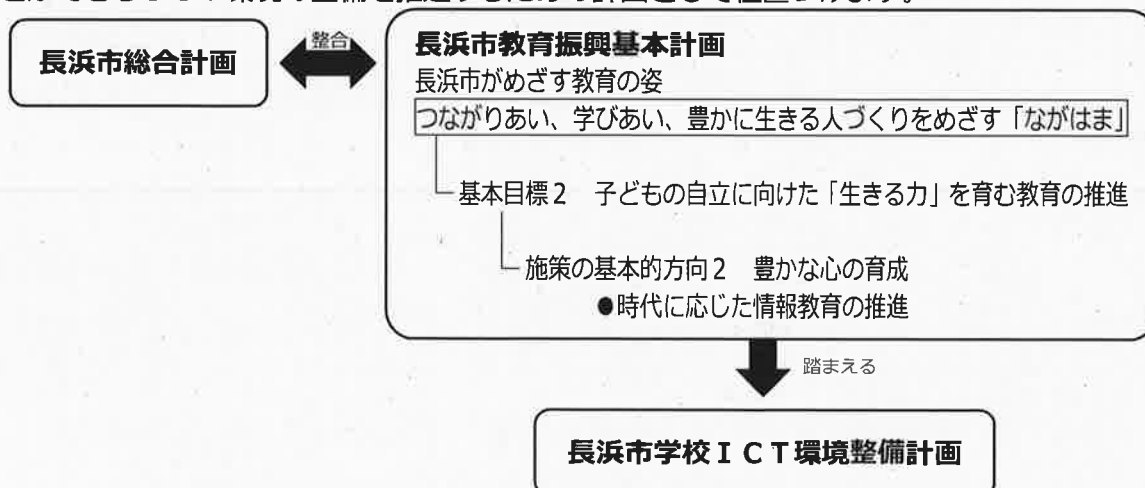
また、校務の効率化による教職員の事務作業の軽減と子どもたちと向き合う時間の更なる確保を推進する有効なツールとして、教職員の働き方改革の側面からも大いに期待され、今までにない変革を与える可能性を秘めています。

しかしながら、教育の情報化に必要な I C T 機器や校内無線 L A N 等の整備には多額の費用がかかり、さらには導入した I C T 機器の老朽化による更新に要する費用も見込まなければならない等、計画的かつ効果的に整備する必要があるほか、整備する I C T 機器を有効に活用する方策も具体的に示す必要があります。

こうしたことから、長浜市の教育情報化の現状と課題をふまえ、学校教育における情報化の基本的な考え方と進めるべき方向性を示すため、長浜市学校 I C T 環境整備計画を策定します。本計画に基づき、学校教育の情報化について共通のビジョンを持ち、より効果的な I C T 機器の整備と活用方法を模索しながら、教育の質の向上を図り、子どもの自立に向けた「生きる力」を育む教育を推進していきます。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、「長浜市総合計画」及び「長浜市教育振興基本計画」に定める基本方針並びに施策の基本方向を踏まえ、児童生徒の学習への関心、意欲、理解を高めるために必要な I C T 環境や、学校・学級事務の負担を軽減することにより教員が児童生徒の指導に専念することができる I C T 環境の整備を推進するための計画として位置づけます。



(3) 計画の期間

計画期間は、小中学校の新学習指導要領全面実施を踏まえ、平成31（2019）年度から2021年度までの3ヵ年とします。

なお、本計画は本市における第1次計画であり、第1次計画の最終年度（2021年度）には、3ヵ年の検証結果を踏まえ、より具体的なICT機器の整備計画を盛り込んだ第2次計画を策定します。

(4) 国の動向

2020年度から順次全面実施される新学習指導要領においては、「情報活用能力」を、言語能力、問題発見・解決能力等と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けるとともに、「各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図る」ことを明記するなど、今後の学習活動において、より積極的にICTを活用することを求めています。また、小学校段階で初めてプログラミング教育を導入するほか、中学校、高等学校等における情報教育についても一層の充実を図っていくことが示されています。

新学習指導要領の実施を見据え、学校において最低限必要とされ、かつ優先的に整備すべきICT環境整備について明示するため、平成29（2017）年12月に「平成30（2018）年度以降の学校におけるICT環境の整備方針」が公表されました。また、学校におけるICT環境の整備に必要な経費については、本整備方針を踏まえた「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）」に基づき、単年度1,805億円の地方財政措置が講じられることとなっています。

整備方針においては、学校におけるICT環境整備の検討にあたっての視点として、次の3点が挙げられたほか、今後の学習活動で最低限必要とされ、かつ、優先的に整備すべきICT機器等の設置及び機能の考え方、ICT環境整備促進と同時に必要な対応事項が示されました。

◎学校におけるICT環境整備の検討にあたっての視点

- (1) 新学習指導要領におけるICTを活用した学習活動を具体的に想定しながら検討を行うこと。
- (2) ICTを活用した学習活動を踏まえ優先的に整備すべきICT機器等と機能について具体的に整理を行うこと。
- (3) 必要とされるICT機器等及びその機能の整理に当たっては、限られた予算を効果的かつ効率的に活用する観点から検討を行うこと。

優先的に整備すべきICT機器	整備対象	対象学校種
大型提示装置	普通教室＋特別教室	全学校種
実物投影装置（書画カメラ）	普通教室＋特別教室	小学校＋特別支援
学習者用コンピュータ	3クラスに1クラス分程度	全学校種
指導者用コンピュータ	授業を担当する教員1人1台	
学習用ツール	学習者及び指導者用コンピュータの台数分	

無線 LAN	普通教室 + 特別教室	全学校種
校務用コンピュータ	教員 1 人 1 台	
超高速インターネット接続	学校	
ICT 支援員	配置	
学習者用コンピュータ (予備用)	故障・不具合に備えた複数の予備機の配備	
充電保管庫	学習者用コンピュータの充電・保管用	
有線 LAN	コンピュータ教室、職員室及び保健室等への有線 LAN 環境の整備	
学習用サーバ	学校に 1 台	
ソフトウェア	・統合型校務支援システムの整備 ・セキュリティソフトの整備	
校務用サーバ	学校の設置者（教育委員会）ごとに 1 台	

さらに、平成 30（2018）年 6 月 15 日に閣議決定された第 3 期教育振興基本計画において、『平成 30（2018）年度以降の学校における ICT 環境の整備方針』に基づき、学習者用コンピュータや大型提示装置、超高速インターネット、無線 LAN の整備など、各地方公共団体による計画的な学校の ICT 環境整備の加速化を図る」ことが明記されました。その際、測定指標として、「学習者用コンピュータを 3 クラスに 1 クラス分程度整備」「普通教室における無線 LAN の 100%整備」「超高速インターネットの 100%整備」「教師の ICT 活用指導力の改善」が、政府全体の方針として設定されたところです。

2. 長浜市における教育情報化の現状と課題

(1) 国の指標と長浜市のICT環境の整備状況

平成 29 (2017) 年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査による本市の主な ICT 機器等の整備状況については、教員の校務用パソコンの整備率以外は県・全国の平均を下回っており、本市の整備環境は大きく遅れています。国の「第 3 期教育振興計画」で掲げる ICT を活用した教育の推進に関わる具体的な整備目標をめざし、財政状況等を勘案しつつ、本市の実情に応じた環境整備を段階的かつ早期に整備していく必要があります。

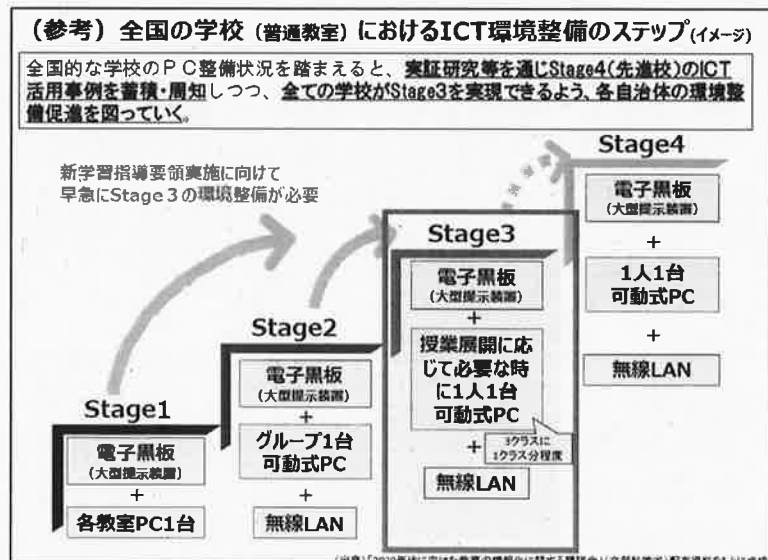
	国の目標	長浜市	全国平均	県平均
教育用パソコン1台あたりの児童生徒数	3.0人	6.6人	5.6人	5.4人
普通教室の電子黒板整備率	100%	6.5%	26.7%	32.8%
普通教室の無線LAN整備率	100%	0.2%	34.4%	36.1%
教員の校務用パソコン整備率	100%	130.3%	120.0%	111.1%
統合型校務支援システム整備率	—	0.0%	52.7%	30.8%
デジタル教科書の整備率	—	10.0%	50.6%	63.2%

(2) 教科指導等のICT活用に関する整備状況

本市においてはすべての小中学校にコンピュータ教室が設置され、児童生徒用のデスクトップパソコンが整備されています。コンピュータ教室に整備しているデスクトップパソコンについては中学校技術・家庭科における情報分野での学習、小中学校・義務教育学校における総合的な学習の時間での調べ学習等で活用されています。

普通教室については、市教育委員会主導による ICT 機器の整備は行っておらず、大型提示装置、デジタル教科書等の導入は各校の配当予算の中で対応している状況です。各校では教員が教室にノートパソコン等を持ち込み、デジタルテレビの画面やプロジェクタで画像等を映し出して授業を行っていますが、使用できる機器の数が制限されているため、活用状況には学校や教員間で差があります。したがって、日常的に ICT を活用した授業が可能な環境、特に本市においては授業での拡大提示が可能になるような環境整備（国が示す ICT 環境整備の Stage1）を早急に行う必要があります。

また、デジタル教科書（指導用）は一部の中学校で導入されている例がありますが、小学校には導入されていません。



(3) 教員のICT活用指導力の状況

平成 29 (2017) 年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査による、本市の教員のICT活用指導力の状況は下記の通りです。

		長浜市	全国	滋賀県
A. 教材研究・指導の準備・評価などにICTを活用する能力		79.6%	84.8%	80.7%
A 1	教育効果をあげるにはどの場面にどのようにしてコンピューターやインターネットなどを利用すればよいかを計画する。	70.0%	78.2%	
A 2	授業で使う教材や資料を集めるために、インターネットやCD-ROMなどを活用する。	88.6%	90.3%	
A 3	授業に必要なプリントや提示資料を作成するために、ワープロソフトやプレゼンテーションソフトなどを活用する。	80.2%	87.7%	
A 4	評価を充実させるために、コンピューターやデジタルカメラなどを活用して児童の作品・学習状況・成績などを管理し集計する。	79.7%	83.0%	
B. 授業中にICTを活用して指導する能力		61.1%	76.5%	70.4%
B 1	学習に対する児童生徒の興味・関心を高めるために、コンピューターや提示装置などを活用して資料などを効果的に提示する。	67.5%	80.9%	
B 2	児童生徒一人一人に課題を明確につかませるために、コンピューターや提示装置などを活用して資料などを効果的に提示する。	57.9%	74.9%	
B 3	わかりやすく説明したり、児童生徒の思考や理解を深めたりするために、コンピューターや提示装置などを活用して資料などを効果的に提示する。	61.0%	77.4%	
B 4	学習内容をまとめる際に児童生徒の知識の定着を図るために、コンピューターや提示装置などを活用して資料などをわかりやすく提示する。	58.2%	73.1%	
C. 児童生徒のICT活用を指導する能力		54.6%	67.1%	59.0%
C 1	児童生徒がコンピューターやインターネットなどを活用して、情報を収集したり選択したりできるように指導する。	67.8%	74.7%	
C 2	児童生徒が自分の考えをワープロソフトで文章にまとめたり、調べたことを表計算ソフトで表や図などにまとめたりすることを指導する。	50.2%	64.8%	
C 3	児童生徒がコンピューターやプレゼンテーションソフトなどを活用して、わかりやすく発表したり表現したりできるように指導する。	47.3%	63.9%	
C 4	児童生徒が学習用ソフトやインターネットなどを活用して、繰り返し学習したり練習したりして、知識の定着や技能の習熟を図れるように指導する。	53.2%	65.0%	

D. 情報モラルなどを指導する能力		75.6%	80.6%	75.8%
D 1	児童が発信する情報や情報社会での行動に責任を持ち、相手のことを考えた情報のやりとりができるように指導する。	72.7%	80.9%	
D 2	児童が情報社会の一員としてルールやマナーを守って、情報を集めたり発信したりできるように指導する。	79.6%	82.4%	
D 3	児童がインターネットなどを利用する際に、情報の正しさや安全性などを理解し、健康面に気をつけて活用できるようにする。	80.9%	82.6%	
D 4	児童がパスワードや自他の情報の大切さなど、情報セキュリティの基本的な知識を身につけることができるようにする。	69.2%	76.5%	
E. 校務にICTを活用する能力		71.6%	80.2%	76.0%
E 1	校務分掌や学級経営に必要な情報をインターネットなどで集めて、ワープロソフトや表計算ソフトなどを活用して文書や資料などを作成する。	76.8%	84.6%	
E 2	教員間、保護者・地域の連携協力を密にするため、インターネットや校内ネットワークなどを活用して、必要な情報の交換・共有を図る。	66.3%	75.8%	

※「わりにできる」若しくは「ややできる」と回答した教員の割合

すべての大項目について全国および県平均を下回っており、全国平均から比べると著しく低い状況にあります。特に、「B. 授業中にICTを活用して指導する能力」「C. 児童生徒のICT活用を指導する能力」については大きな差があります。

新学習指導要領の趣旨を踏まえ、日常的に使えるICT環境の整備及びICT活用促進のための研修を取り組みの両輪として、教員のICT活用指導力向上を図っていく必要があります。

(4) ICT化モデル事業の成果と課題

今後の長浜市の教育の情報化推進に資するため、平成28・29(2016・2017)年度の2年間、「ICTを活用した授業の在り方に関する研究推進事業」を実施し、長浜市立東中学校を研究推進校としてICT環境の整備とICTを活用した授業の在り方についての研究を行ってきました。研究推進校に大型提示装置(プロジェクタ、スクリーン)、指導用デジタル教科書(理科・英語科)、ノートパソコンを導入し、各教科で大画面提示による「わかる授業」の実践を積み重ねてきました。

推進校の2年間の研究成果として、①生徒の興味・関心を高め、既習の学習内容や授業の課題を明確に掴ませることができること、②わかりやすく説明したり生徒の思考や理解を深めたりできること、③生徒の知識の定着が図れることの3点が確認できました。

【表1. 生徒アンケート結果】 A:よくあてはまる B:ややあてはまる C:あまりあてはまらない D:あてはまらない

質問内容	A	B	C	D
ICTを活用して授業は、主に黒板だけで授業しているものにくらべると、生徒にとってわかりやすくなると思いますか？	53%	36%	10%	1%

ICT を活用した授業は、主に黒板だけで授業しているものくらべて集中して取り組むことができますか？	25%	54%	19%	1%
ICT を活用した授業をもっと受けてみたいと思いますか？	51%	36%	12%	1%

【表 2. 教職員アンケート結果】 A:よくあてはまる B:ややあてはまる C:あまりあてはまらない D:あてはまらない

質問内容	A	B	C	D
ICT 機器の活用について好意的（積極的に活用したい）である。	72%	22%	6%	0%
ICT を活用することによって、授業がスムーズに進むと思う。	63%	31%	6%	0%
ICT を活用することによって、生徒にとってわかりやすい授業が展開できると思う。	61%	33%	6%	0%

生徒の声	・映像が大きく映し出されることで授業がわかりやすくなる。 ・動画や英語での発音など、教科書だけでは勉強することができない学習ができる。
教職員の声	・生徒が可視的な説明を受けることで内容の理解が高まる。 ・支援が必要な生徒にとって大きな効果がある。 ・生徒に作品や資料を調べさせて制作すると、意欲的に取り組み、よりよい作品ができた。

アンケート結果からも ICT 機器を活用した授業に肯定的な印象をもつ生徒・教職員が多く、さまざまな教科での ICT 活用が期待できる一方で、「光の加減でスクリーンが見にくくなる」、「慣れるまでに時間がかかる」、「機器や ICT 教室の数が限られている」などの環境面や教員の ICT 活用能力の課題が見られました。

（５）校務の情報化の状況

本市においては長浜市 ICT 利活用プランに基づき、平成 25（2013）年度から学校情報システム関連のサーバを一元化し、学校間のネットワークを整備することで、学校間の情報共有を図り、教育環境の充実に向けた情報基盤を整えてきました。

また、市役所の庁内 LAN を各学校（管理職・事務職員）ともつなぎ、教育委員会と学校をネットワークで結ぶグループウェア機能により、教育委員会・各学校との文書連絡等が可能になっています。

各校では、個別に作成した成績処理ファイルによって一部の校務の情報化が進められていますが、全市で学習状況や出欠記録、服務管理等を統合的に管理する校務支援システムは導入していません。

学校における校務の情報化は事務処理の軽減等につながり、児童生徒により多くの時間を割くことが可能となります。また、必要な情報を共有することで、これまで以上に細部までいき届いた教育活動が実現できるなど、様々な効果が期待できます。教職員の異動があっても円滑に業務が行えるよう、市内統一の校務支援システムの導入が適当であると考えられます。

（６）情報セキュリティ

センターサーバ化に伴い、平成 28（2016）年度には「長浜市学校情報セキュリティガイドライン」等、運用上のルールやリスクへの対応策について見直しを行い、教職員への周知・徹底を図っています。

文部科学省が平成 29（2017）年 10 月に策定した「教育情報セキュリティポリシーに関

するガイドライン」においては、昨今の標的型攻撃等に対応する観点から、「校務系システムとウェブ閲覧やインターネットメールなどのシステムとの通信経路の論理的又は物理的な分離の徹底」、「機微情報を保管する校務系サーバの教育委員会による一元管理」などが記載されており、将来的に当該ガイドラインを遵守する環境整備が必要です。

3. 計画の基本方針

児童生徒の確かな学力を育てるため、教職員が授業のねらいを示し、学習課題への興味関心を高め、学習内容をわかりやすく説明するために、ICTの活用は大変有効です。そのために、「目的を達成するための手段としてICTを活用する」ことを十分認識しつつ、学校ICT環境の整備と教職員のICT活用指導力の向上や推進・サポート体制の整備をあわせて進めることが重要です。

また、教育現場におけるICTの活用は、授業・学習と校務の両面で教職員をサポートするものであり、情報セキュリティの確保を前提としたうえで、教職員が日常的に活用しやすいものにするという視点も必要です。

これらのことを踏まえて、学校ICT環境の整備における、これまでの継続した課題や今後の教育環境の変化等に適切に対応していくため、学習・校務環境のICT機器整備に重点を置き、以下の基本方針のもと計画を推進していきます。

(1) 教室のICT環境の整備

- ・ICT機器やデジタル教材等を授業で日常的に使えるよう、普通・特別教室のICT環境の整備を行います。
- ・児童生徒の学習意欲の向上と、わかる授業を目標とした授業改善にICTを活用し、確かな学力の向上にむけて、児童生徒の主体的・対話的で深い学習につなげていきます。

(2) 教育の質の改善を目的とした校務の情報化の推進

- ・校務でのICT活用を進め、校務の効率化や教職員の事務負担の軽減を図ることで、児童生徒と向き合う時間を確保します。
- ・児童生徒の個人情報を含む重要情報を安全に取り扱うため、教育委員会及び各学校における情報セキュリティ向上に継続的に取り組みます。

(3) 教員のICT活用指導力の向上

- ・教員によるICT利活用の推進、校務支援システムの円滑な導入を図るため、機器の操作方法やICTを活用した授業に関する研修を実施し、教職員のICT活用指導力や授業力を高めます。
- ・教員も含めたICT活用指導力向上プロジェクトチームを設置し、教員自らによる効果的な活用方法、活用促進方法の検討を行い、教員同士の横の繋がりによる利活用の浸透を促します。

4. 計画の取組内容

(1) 教室のICT環境の整備

① 普通教室の整備内容

本計画期間内に全ての小中学校・義務教育学校の普通教室に「大型提示」が可能なICT機器を配備し、デジタル教材等を日常的に授業で活用できるICT環境を整備します。

整備するICT機器は、大型提示装置（大型テレビモニターやプロジェクタなど）・指導者用タブレットPC・デジタル教科書等とします。

ICT機器	小学校・義務教育学校(前期)	中学校・義務教育学校(後期)
大型提示装置	各学級に1台	
指導者用タブレットPC		
無線アクセスポイント		
デジタル教科書	算数・理科・英語(5・6年)	数学・理科・英語(全学年)

② 特別教室の整備内容

コンピュータ教室のパソコンのリース契約更新に合わせて、教育用コンピュータ、プリンタ等の機器の入替を行います。さらに、更新時期に合わせてタブレットPC、プロジェクタ、マグネットスクリーン等を導入し、普通教室でも活用可能なICT機器の整備を進めます。

ICT機器	整備台数
デスクトップPC	教師機 2台、児童生徒機 最大40台
プリンタ	カラー2台(カラー1台、モノクロ2台)
学習者用タブレットPC	8台/セット(児童生徒規模で最大2セット)
プロジェクタ	タブレットPCセット数と同様
マグネットスクリーン	
アクセスポイント	

③ 整備計画

		2019年度	2020年度	2021年度
			小学校新学習指導要領	中学校新学習指導要領
普通教室の整備	大型提示装置	小学校5・6年全学級 中学校(2校)全学級	小学校3・4年全学級 中学校(10校)全学級 義務教育学校3・4年	小学校1・2年全学級 義務教育学校1・2年
	※義務教育学校5～9年は2018年度までに整備済			
	指導者用タブレットPC		中学校全学級 義務教育学校7～9年	小学校全学級
	無線AP			義務教育学校1～6年
	デジタル教科書	小学校5・6年 義務教育学校5・6年	中学校全学年 義務教育学校7～9年	

	2019 年度	2020 年度	2021 年度
特別教室の整備 ・デスクトップPC ・プリンタ ・タブレットPC等	小学校 5 校 中学校 3 校	小学校 5 校 中学校 1 校	小学校 7 校 中学校 8 校
※小学校 8 校、義務教育学校 1 校は 2018 年度に整備済			

それぞれの整備前には、教育委員会が運用に向けた研修を行うことで、円滑な運用を図ります。本計画期間中には、教職員が日常的に I C T 機器を有効活用し、児童生徒がより主体的に考え、学習に参加できる授業を行います。

④期待される効果

- ・デジタル教科書・教材等は、任意箇所の拡大、任意の文章の朗読、動画再生等の機能を有していることから、分かりやすく深まる授業に資するものです。デジタル教科書・教材等を大型提示装置や他の ICT 機器等と併せて効果的に活用することで、児童生徒の関心や授業への集中力が高まることが期待されることから、質の高い授業を展開することができます。
- ・画像を表示しながら説明することで理解を深めることができます。
- ・教科書の内容を板書する手間を省くことができ、授業効率の向上が見込めます。
- ・タブレット P C で撮影した児童生徒のノートや板書の写真を大型提示装置で投影することにより、話し合いを活発化させたり、短時間で既習の学習内容をふり返ったりすることが可能となります。
- ・I C T の活用により、授業に余裕が生まれます。その結果、実験・実習や言語活動、主体的・協働的に学ぶ学習の時間も確保できます。

⑤基本方針に沿った具体的な推進目標

評価指標	説明	現状値 (2018 年度)	目標値 (2021 年度)
授業のわかりやすさ	I C T 機器を整備した学年の児童生徒に対してアンケートを行い、「I C T 機器を活用する前と比べて授業がわかりやすくなったか」の問いに「思う」「やや思う」と回答した児童生徒の割合	—	90%

(2) 教育の質の改善を目的とした校務の情報化の推進

①校務支援システムの導入

学校における校務の情報化は、連絡事項の正確な伝達、会議時間の短縮、事務処理の軽減等につながり、児童生徒により多くの時間を割くことが可能となります。また、必要な情報を共有することで、これまで以上に、細部までいき届いた教育活動が実現できるなど、様々な効果が期待できます。

こうしたことから、本市では、市内小中学校・義務教育学校で統一した校務支援システム(以下、システム)を導入することとし、学校の実情と現状の校務内容を整理しながら、システムの構成内容を検討し、本計画期間中の整備を目指します。

②情報セキュリティガイドラインの見直し

システム導入にあわせて、情報セキュリティガイドラインの見直しを行い、文部科学省が策定した「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に対応したものにします。また、情報セキュリティガイドラインに基づき、全ての教職員が個人情報の安全性を確保するよう徹底します。

③整備計画

	2019 年度	2020 年度	2021 年度
校務支援 システムの導入	システムの 構成内容の検討	基本機能の運用 ※順次、システムの利用機能を追加	
情報セキュリティ ガイドラインの見直し		情報セキュリティガイドラインの見直し	

教職員の負担軽減と効果的な導入を図るため、システムの導入にあたっては学校現場の意見も取り入れながら、高い業務改善効果が得られる機能から導入し、校務の一層の効率化や充実をもたらす機能を順次追加していくこととします。また、システム導入後には操作等研修を行い、校務の円滑なシステム移行を図ります。

④期待される効果

- ・システムを導入する目的は、「教育の質の改善」と「教員の業務負担の軽減」にあります。校務の効率化を図ることで、教員の業務負担を軽減し、児童生徒と向き合う時間や授業研究の時間を確保できることが期待できます。
- ・市内で統一した教員用のグループウェアを活用することで、教職員間における連絡事項の正確な伝達や会議時間の短縮等につながると想定されます。また、児童生徒の学習記録や生活記録の共有することで、一人一人に応じたよりきめ細かな指導や評価が行え、教育の質の向上が期待できます。
- ・現在は各校で個別に導入したシステムによって校務の情報化が進められていますが、全市で同一のシステムを導入することにより、小中の引継ぎ事務の効率化が図られたり、教職員の異動時にも事務処理に係る負担が少なくなったりするなどの利点がある

考えられます。

- ・ ICT 機器等やソフトウェアは日々進化しており、使い方や活用方法も常に変化し続けます。教育の情報化整備を進めるとともに、管理運用規程も併せて見直しながら管理を徹底することで、個人情報の漏えい防止につながります。

⑤基本方針に沿った具体的な推進目標

評価指標	説明	現状値 (2018 年度)	目標値 (2021 年度)
時間外勤務の縮減	校務支援システム整備による、 教員の時間外勤務時間の縮減	—	導入前比 20%縮減

(3) 教員のICT活用指導力の向上

①「ながはま Style」による教員のICT利活用の推進

ICTを活用して学習指導の効果を高めるためには、教職員が、指導のねらいの整理、日頃からの児童生徒の実態把握、授業における教材提示のタイミング、発問、指示や説明といったこれまでから行われてきた基本的な学習指導の手法や構成とICTとを融合していくことが必要です。

そこで、本市の教育情報化の現状と課題を踏まえ、「教員のICT活用能力」「ICT機器整備」「インフラ整備」においてより多くの知識、技術等を必要とする「協働学習」「個別学習」を急激に進めるのではなく、ICT活用を取り入れやすい「一斉学習」＝「ながはま Style Ver.1」から取り組むことで、着実に教科指導におけるICT活用を進めます。その後、グループに1台、児童生徒一人1台環境での「Ver.2」「Ver.3」へと発展していきます。

「ながはま Style」では一斉学習において、教員が提示用にICT機器を用いることから始めるため、ICT機器やデジタル教科書の取扱いが苦手な教職員もICT機器を活用した授業づくりに取り組みやすく、日常的にICT機器を利用することができます。

さらに、より効果的な提示の仕方を工夫したり、児童生徒が主体的に考える時間を確保したりするなど、学習効果を高める授業展開を行うことにより、教員のICT活用指導力の向上ならびに児童生徒の学力向上をめざします。

「ながはま Style」の基本的な考え方

- ・「教員のICT活用能力」「ICT機器整備」「インフラ整備」のそれぞれにおいて取り組みやすい一斉学習からはじめる。
- ・段階的に協働学習、個別学習へと進める。
- ・ながはま Styleでは一斉学習をVer.1と位置づけ、協働学習、個別学習をそれぞれVer.2、Ver.3とし、段階的・発展的に取り組む。

	Ver. 1	Ver. 2	Ver. 3
学習形態	一斉学習	協働学習	個別学習
タブレットPC	教員1人1台	グループに1台	児童生徒1人1台

※Ver.1の段階ではノートPCで代用可

現在の授業に取り入れやすく、実践しやすい「一斉学習」を中心とした授業スタイルから始められ、教員のICT活用指導力の向上も期待できる。

効果のある場面でのみ活用

(黒板の置き換えではなく、共存する)

教材や作業を大きく表示

(わかりやすい提示や演示、活動や思考する時間の確保、教材作成時間の短縮)

考え方の共有

(言語活動や主体的、協働的に学ぶ学習の充実)

授業改善
によって
児童生徒の
学力向上
を目指す

②研修の充実

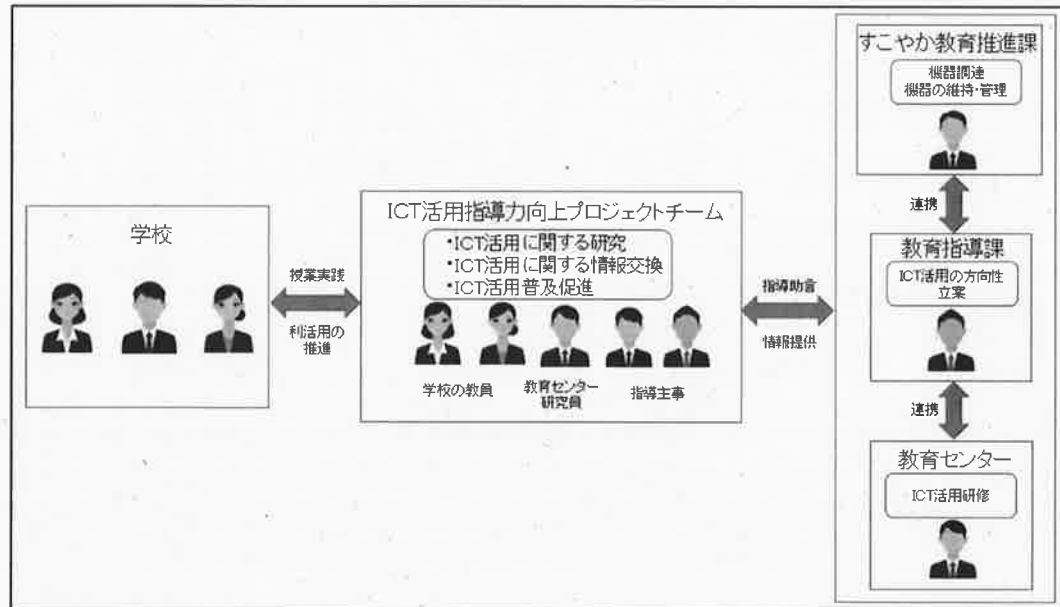
教員によるICT利活用の推進のため、機器の操作方法やICTを活用した授業に関する研修を実施・充実させ、教員のICT活用指導力の向上に努めます。ICT機器の操作等が苦手な教員に対しては、授業での手軽な活用例を紹介し実践することで授業改善を図ります。

また、市教育委員会指導主事による学校訪問等を通してICTの活用にかかわる具体的な実践事例や教材等の普及、授業研究の促進などICT活用指導力の向上について指導・助言を行います。

③ ICT活用指導力向上プロジェクトチームの設置

ICT機器の効果的な活用方法の研究および利活用促進のため、学校の教員、教育委員会指導主事、教育センター研究員等をメンバーとした「ICT活用指導力向上プロジェクトチーム」の設置を検討します。教員自らによるICTの効果的な活用方法、活用促進方法等の情報交換を行い、教員同士の横の繋がりによる利活用の浸透を促します。それにより、新たなICT機器が幅広く日常的に活用される土壌・体制の構築をめざします。

また、学校・教員をサポートするため、ICT支援員や大学・企業等の外部人材の活用を目指し、他の自治体等の活用方法等についても研究・検討していきます。



④ 実施計画

	2019 年度	2020 年度	2021 年度
教員のICT利活用の推進	一斉学習における「ながはま Style」ver.1 の展開		
研修の充実	機器操作研修・ICT活用研修の実施		
	ICT活用指導力の向上について指導・助言		
ICT活用指導力向上プロジェクトチームの設置	ICTの効果的な活用方法等の研究・情報交換		

⑤期待される効果

- ・ I C Tを活用した授業を実践するためには、教員の I C T活用指導力の育成が不可欠です。ねらいを明確にした効果的な研修を実施することで、その活用指導力は高まるものと期待されます。
- ・ I C T機器等はあくまで教育を行う一つの道具に過ぎません。大切なのは、その使い方を習得するだけでなく、どのように授業で活用するかという視点です。I C T機器等を活用した授業実践事例を十分に検証・研究し、その結果を広く共有することで、教員の I C Tを活用した指導の効果が高まることが期待されます。

⑥基本方針に沿った具体的な推進目標

評価指標	説明	現状値 (2018 年度)	目標値・ (2021 年度)
教員の I C T活用指導力	毎年実施している「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」における「B. 授業中に I C Tを活用して指導する能力」の問いに「わりにできる」「ややできる」と回答した教職員の割合	6 1 . 1 %	8 0 %

※現状値は平成 29(2017)年度末の調査結果による値

5. 計画の推進のために

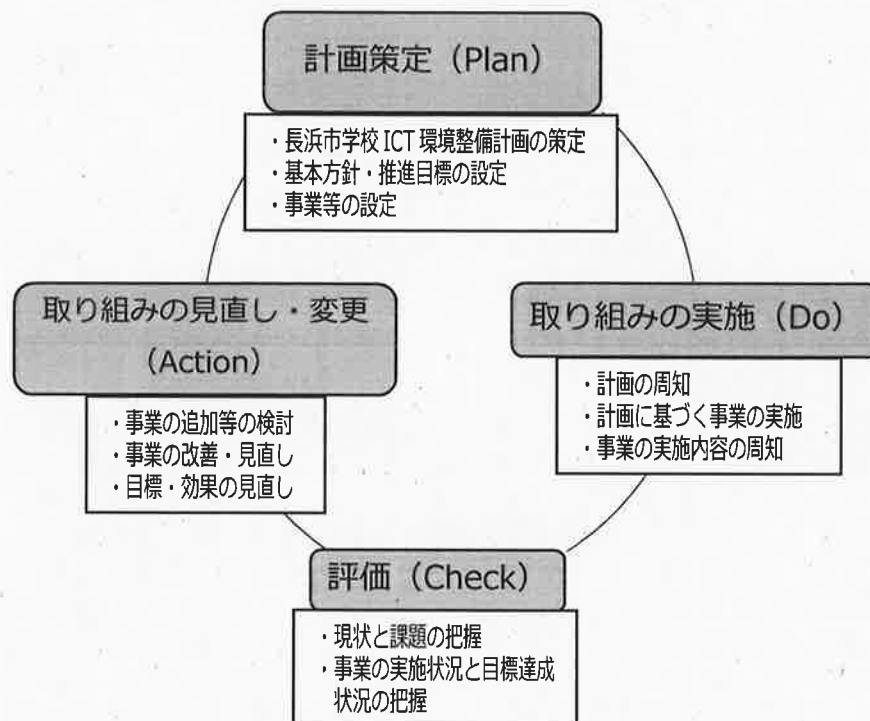
(1) 推進体制及び庁内連携

本計画を計画的に進めるためには、市教育委員会が率先して計画を推し進め、学校との連携を密にしながら取り組む必要があります。また、市長部局の関係各課と十分に協議・調整を行い、ともに本市が目指す教育の姿や、本計画に掲げた基本目標、基本方針を共有し、各種事業を協働しながら計画を進めます。

(2) 計画の円滑かつ着実な推進

本計画を円滑かつ着実に推進するため、市教育委員会は、本計画に掲げた事業の進捗状況を把握するとともに、国・県の施策の方向性を踏まえながら、必要に応じて計画の見直しや修正を図ります。また、PDCAサイクルを実行し継続的な進行管理を行います。

また、本計画は、新学習指導要領全面実施までの今後4年間を見据えて策定しましたが、ICT機器等、情報通信技術の進歩は急激に進んでいることから、その時々に応じた先進的なICT教育が展開できるよう、必要に応じて計画の修正、改善を行います。



(3) 学校関係者への周知と協力

学校 ICT 環境整備計画の実施は、小中学校・義務教育学校における教育内容、校務の処理方法などに影響することとなります。また、「教育の情報化」は、学校に勤務する教職員の理解がなければ、実現することはできません。そこで、この計画について、校長、教頭、および教員、学校事務職員など学校関係者へ適宜必要な情報提供を行い、理解と協力が十分に得られるよう進めます。

「長浜市通学路交通安全プログラム」による対策一覧等の公表について

長浜市通学路交通安全プログラムにおける合同点検実施方針に基づき、本年度３年に１回の合同点検を実施しました。これにより、抽出した対策が必要な箇所について※長浜市通学路交通安全対策連絡会において対策案を検討し、対策一覧及び対策箇所図を作成しましたので公表します。

＜対策一覧等の内容＞

対 策	対策箇所数	内 訳
ハード対策	１６	継続分：１６
ソフト対策	２５	継続分：２０ 新規：５

１．通学路安全対策一覧等の公表

平成３１年４月 市ホームページにおいて公表

２．公表までのスケジュール

平成３０年６月２７日～２９日 市内各学校の要望事項に基づき、合同点検を実施
 ８月３日 第１回通学路交通安全対策連絡会
 現行対策一覧の進捗状況と新たな対策箇所を確認し、見直しを行いました。
 ９月～１月 各関係機関による対策箇所の検証と対策案の検討
 平成３１年２月５日・８日 第２回通学路交通安全対策連絡会
 公表する対策一覧等の内容を確認し、情報共有を行いました。
 ４月１８日 総務教育常任委員会報告

※長浜市通学路交通安全対策連絡会の構成

県：長浜土木事務所管理調整課・道路計画課、長浜土木事務所木之本支所道路計画課
 警察：長浜警察署交通課、木之本警察署交通課
 市：市民活躍課、道路河川課、北部振興局地域振興課・建設課
 教育委員会事務局すこやか教育推進課

長浜市通学路安全対策一覧表（道路拡張や歩道整備を伴う改良事業等）

（平成31年2月28日現在）

No.	学校名	危険箇所・路線名	通学路の状況	対策内容	対策状況
1	長浜小学校	地福寺神照線（八幡東工区） 【八幡東町448番地1～八幡東町351番地】	道路幅員が狭く自動車のすれ違いでもできず、路側帯もない。	歩道設置 道路拡幅	対策継続
2	長浜北小学校	県道木之本長浜線（森・祇園工区） 【森町269番地～祇園町300番地】	道路幅員が狭く、中心市街地へのアクセス道路として自動車の交通量が多い。	歩道設置 道路拡幅	対策継続
3	神照小学校	県道丁野虎姫長浜線（北新工区） 【下之郷町1016番地～神照町976番地5】	国道8号を補完する市内を南北に縦断する幹線道路であり、自動車の交通量が多い。	歩道設置 交通安全施設整備	対策継続
4	長浜南小学校	県道大野木志賀谷長浜線（本庄工区） 【本庄町764番地～永久寺町450番地1】	米原市と長浜市街地を結ぶ幹線道路であるが、道路幅員が狭く、自動車の交通量が多い。	歩道設置 道路拡幅	対策継続
5	南中学校	大茂亥山階線 【大辰巳町150番地4～宮司町812番地】	道路幅員が狭くグリーンベルトのみの通学道路であるため、自動車のすれ違いの際、通学生徒と自動車が近接する。	バイパス道路整備 歩道設置	対策継続
6	湯田小学校	県道東野虎姫線（内保工区） 【内保町778番地15～内保町807番地6】	歩道が未整備で、通学時間帯は自動車の通行も多く、緩やかな登りカーブで自動車から歩行者が見えにくい。	歩道設置	対策継続
7	びわ南小学校	市道曽根通学線 【川道町2660番地1～川道町3286番地】	道路幅員が狭く、近隣に介護施設や工業団地等があるため、自動車同士のすれ違いや変則交差点での交通量が多い。	交差点改良 自歩道設置	対策継続
8	速水小学校	市道速水6号線 【湖北高田町747番地1 ～湖北町速水898番地2】	道路幅員が狭く見通しも悪いため、自動車のすれ違いの際、自動車が路側帯にはみ出してしまふ。	自歩道設置 道路拡幅	対策継続
9	朝日小学校	県道木之本長浜線（尾上・津里工区） 【湖北東尾上町124番地 ～湖北町津里62番地1】	路肩が狭いため、自転車と歩行者が錯綜したり、冬期間のスリップ事故が起きたりする。	歩道設置	対策継続

長浜市通学路安全対策一覧表（道路拡張や歩道整備を伴う改良事業等）

No.	学校名	危険箇所・路線名	通学路の状況	対策内容	対策状況
10	古保利小学校 高月中学校	県道西柳野高月線（柳野工区） 【高月町東柳野410番地8 ～高月町東柳野410番地1】	人家が連坦しており自動車の通行量も多く、路側帯のみである。	歩道設置	対策継続
11	杉野小学校	国道303号（金居原・杉野工区） 【木之本町金居原1410番地 ～木之本町杉野543番地】	大型車の交通量が増加しているが、歩道が未整備である。	歩道設置	対策継続
12	杉野小学校	国道303号 【木之本町杉野4115番地 ～木之本町杉野2850番地1】	道路幅員が狭く、歩行者のすぐ近くを自動車や大型トラックが通る。	道路改良	対策継続
13	高時小学校	県道川合千田線（川合・古橋工区） 【木之本町川合4番地1 ～木之本町古橋1119番地1】	歩道の幅員が狭く、自転車と歩行者が錯綜してしまう。	自歩道設置 道路拡幅	対策継続
14	木之本小学校	県道川合千田線（田部踏切） 【木之本町千田116番地1 ～木之本町千田865番地3】	田部踏切は、大型トラック等が多いが、線路の前後を含めて歩道がない。	歩道設置	対策継続
15	木之本小学校	市道木之本穴師線 【木之本町木之本1520番地 ～木之本町黒田556番地】	道路幅員が狭く、工場等の大型車両通行時には対向が難しいほどの狭隘道路で、歩道と車道の分離がされていない。	歩道設置 道路拡幅	対策継続
16	木之本小学校	市道木之本穴師余呉線 【木之本町黒田222番地 ～木之本町木之本994番地】	部分的に道路幅員が狭く、自動車の対向がやっとなされる程度であり、朝夕は自動車の交通量・走行速度ともに高く、歩道と車道も分離されていない。	歩車道明確化 散水消雪設置	対策継続
	木之本小学校	市道木之本線 【木之本町木之本1943番地 ～木之本町木之本1138番地】			
	木之本小学校	市道田部木之本線（木之本宿） 【木之本町木之本1535番地 ～木之本町田部415番地3】			

通学路対策箇所図（長浜小学校区）

●：学校



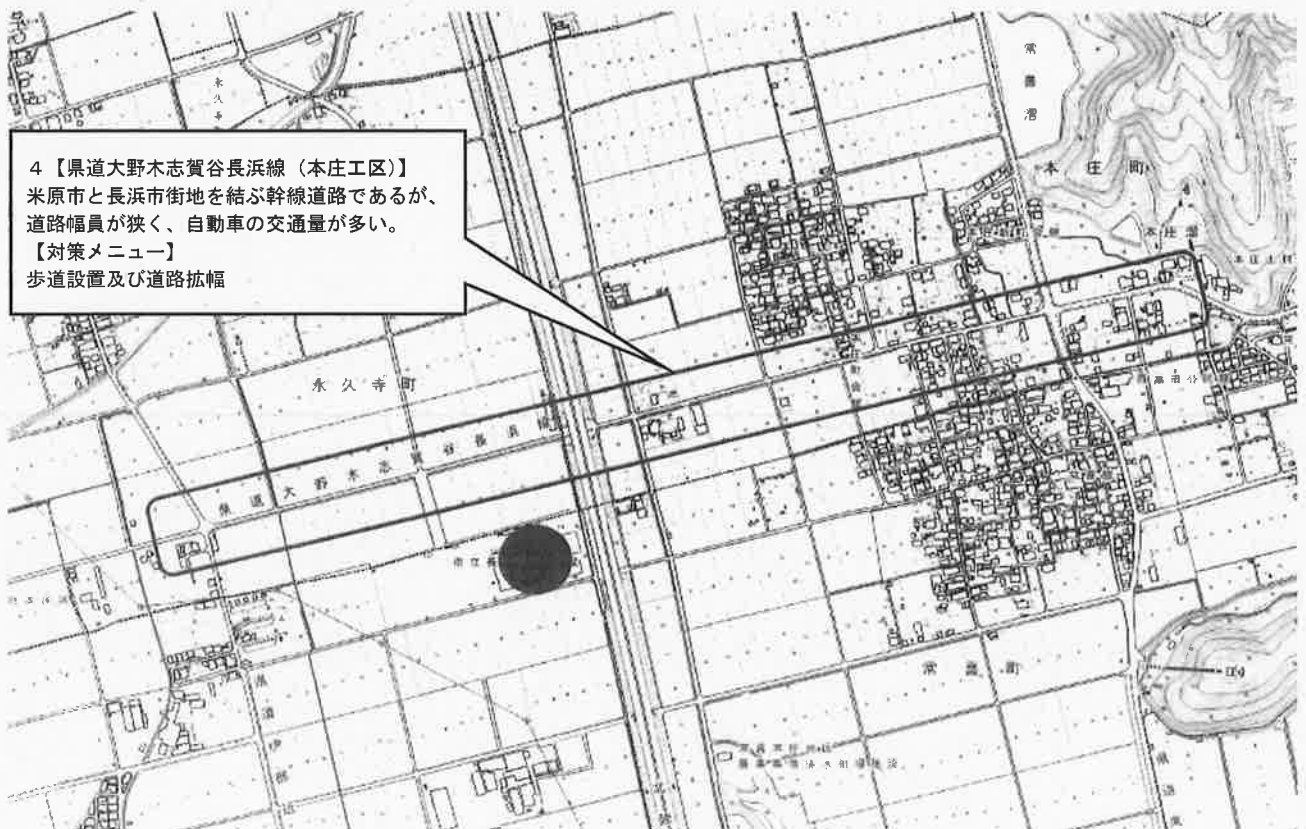
通学路対策箇所図（長浜北小学校区）



通学路対策箇所図（神照小学校区）



通学路対策箇所図（長浜南小学校区）



通学路対策箇所図（南中学校区）



通学路対策箇所図（湯田小学校）



通学路対策箇所図（びわ南小学校区）



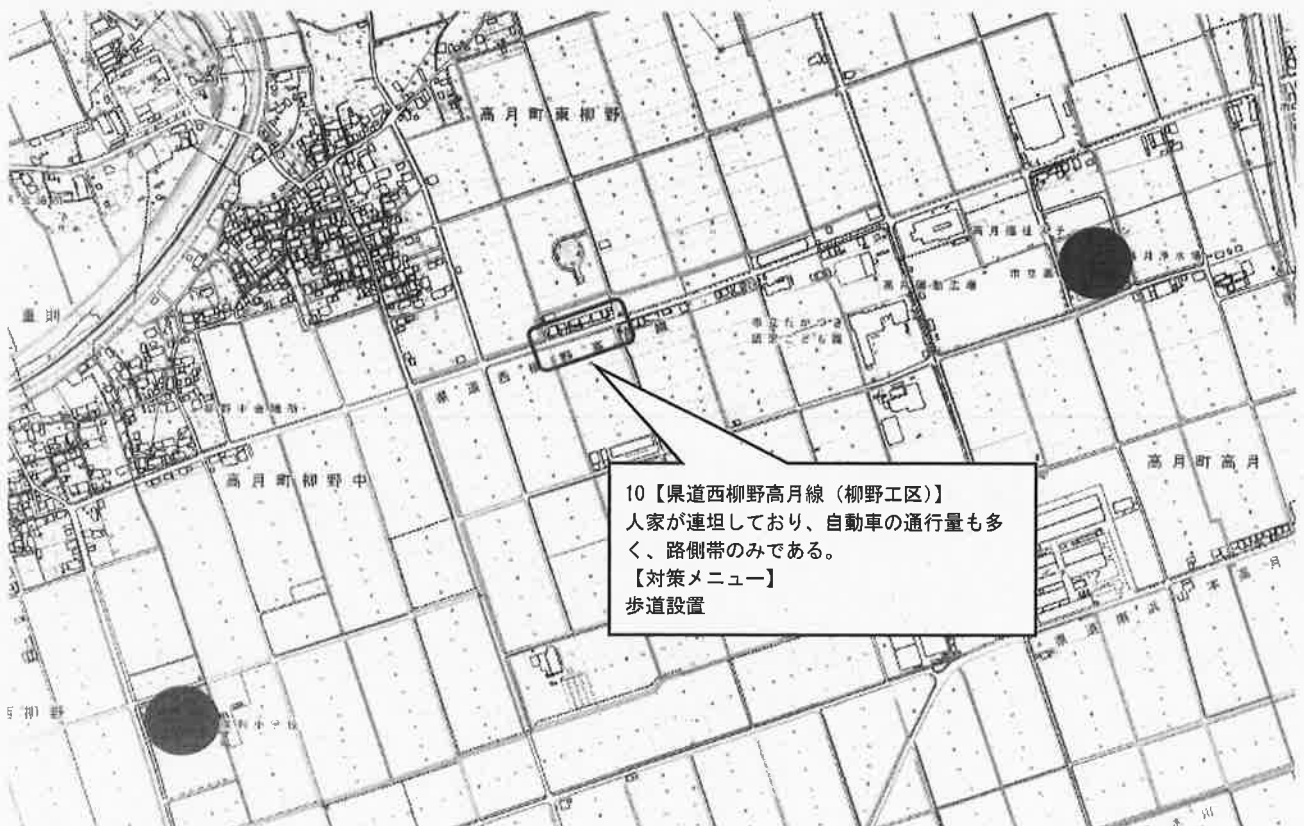
通学路対策箇所図（速水小学校区）



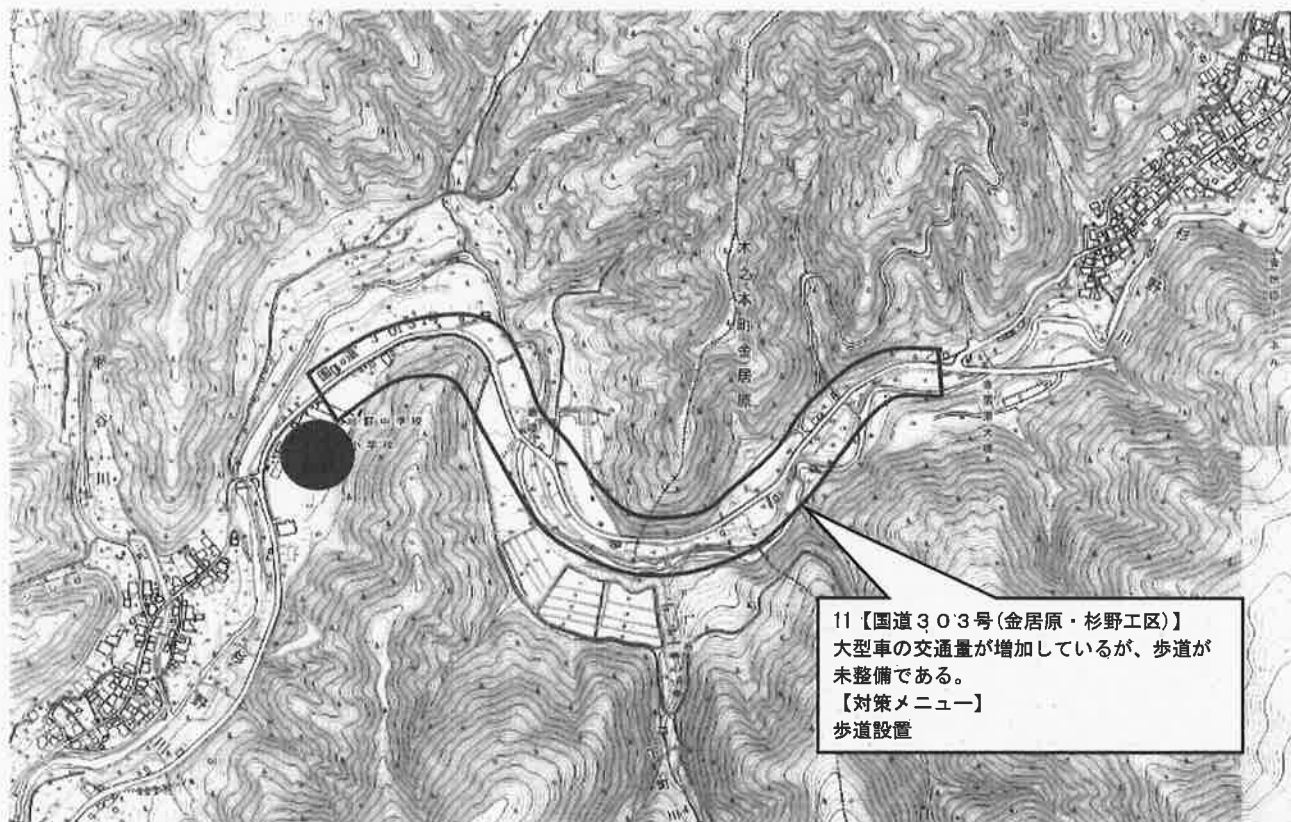
通学路対策箇所図（朝日小学校区）



通学路対策箇所図（古保利小学校・高月中学校区）



通学路対策箇所図（杉野小学校区）



通学路対策箇所図（杉野小学校）



通学路対策箇所図（高時小学校区）



通学路対策箇所図（木之本小学校区）



通学路対策箇所図（木之本小学校区）



長浜市通学路安全対策一覧表（路面標示などの簡易なハード対策・交通規制や交通安全教育のようなソフト対策等）

No.	学校名	危険箇所・路線名	通学路の状況	対策内容	対策状況
1	西中学校	【西中学校正門の交差点】 県道間田長浜線×市道高田神照線	交通量が多く、長浜赤十字病院側から通行する自動車の右左折が多いため、横断歩道の通過時には注意が必要である。	歩道設置	対策継続
2	長浜北小学校	【スギ薬局西側の道路】 市道東三ツ矢南十里線	県道からの迂回車両が増加し、児童の登下校時に徐行もせず通り抜けている。	グリーンベルト設置 減速マーク等設置	新規
3	北中学校	【列見アンダーの歩道】 県道祇園八幡中山線	歩道内で自転車が、小学生の登下校時にその横を通過している。また、進入路の表示が消えている。	路面標示等設置	対策継続
4	長浜北小学校	【三ツ矢元町15番地12付近の交差点】 市道北船列見線×市道八幡中山祇園線	通りに接する東西の道は道路幅員が狭いため、歩行者は信号機がないと判断して見落としてしまう。	歩行者用灯器増設	対策継続
5	神照小学校	【新庄寺町30番地1付近の交差点】 県道佐野長浜線×市道泉国友1号線×市道新庄寺新庄中線	児童登校時と乗用車利用者の出勤時刻が重なり、自動車の交通量が多い。	交差点コンパクト化	対策継続
6	神照小学校	【DCMカーマ長浜店から北側の道路】 市道小堀口分田線	防犯灯がなく暗いが、隣接する国道8号が明るいため明暗差が大きく、自動車からの歩行者等の見落としが起きやすい。	防犯灯設置	対策継続
7	南郷里小学校	【加納町内の中を通る道路】 市道加納榎木2号線	道路幅員が狭く登校時の自動車の通行がかなりあるが、車道と歩道が分けられていない。	グリーンベルト設置	新規
8	東中学校	【渡辺工業から東側の道路】 市道保多北高小堀線	登下校時自動車の交通量が多いが歩道がないため、自転車でも車道を走っている。	グリーンベルト設置	対策継続
9	南郷里小学校	【小足新町ハイキスの南側の道路】 市道小足新南小足線	道路幅員が広いために自動車の通行も多いが、車道と歩道が分けられていない。	グリーンベルト設置	新規
10	南郷里小学校	【総持寺北側の道路】 市道南田附西高田北線	道路幅員の割に自動車の通行量が多く、かなりスピードを出す自動車がある。	グリーンベルト設置	新規

長浜市通学路安全対策一覧表（路面標示などの簡易なハード対策・交通規制や交通安全教育のようなソフト対策等）

No.	学校名	危険箇所・路線名	通学路の状況	対策内容	対策状況
11	北郷里小学校	【北郷里小学校北側の道路】 市道垣籠加納線	民家のところで道路幅員が狭くなり、路側帯のラインも途切れていて、まちづくりセンターの駐車場が面するようになっている。	グリーンベルト設置	対策継続
12	東中学校	【東中西側の南小足新町の中を通る道路】 市道七条西上坂線	道路幅員が狭く道もないため、登下校する生徒と自動車の接触が心配される。	グリーンベルト設置	対策継続
13	長浜南小学校	【神田まちづくりセンターから集落を出るまでの道路】 県道加田田村線	道路幅員が狭く歩道もないが、通学時間と通勤時間が重なり自動車の通行量が多い。	グリーンベルト設置	対策継続
14	湯田小学校	【大依町885番地1付近の道路】 市道内保大依線	通学時、自動車の交通量が多いが、T字路付近で北側の歩道から南側の歩道に道路を渡らなければならない。	グリーンベルト設置 ラバーコーン設置	対策継続
15	浅井中学校	【木尾町地先の交差点】 県道小室大路線×市道高畑八島線	通勤時間帯の交通量が多く、見通しが良いため自動車がかなりのスピードを出している。	路面標示等設置	対策継続
16	浅井中学校	【西主計町425番地地先の交差点】 県道東野虎姫線×市道西主計河原線	自動車からは横断歩道が意識しにくく、近くの工場駐車場への通路と一体化しているため、駐車場へ入る自動車で渋滞してしまう。	横断歩道移設	対策継続
17	びわ北小学校	【北富田から西の県道へ出る道路】 市道安養寺北富田線	自動車がすれ違う時などは、自動車が路側帯の内側に入ってしまう。	グリーンベルト設置	対策継続
18	びわ北小学校	【香花寺町三叉路の交差点】 県道早崎湖北線×県道香花寺曾根線	児童が、一つの交差点を南北・東西と二度横断するが、北から南へ横断した後の待避場所付近に水路がある。	交差点改良	対策継続
19	びわ中学校	【大谷自工（落合町631番地4）前のY字路】 県道香花寺曾根線×市道大郷竹生2号線	道路が盛り上がりつつあるため、下校時に自動車から道路北側から横断する様子が見にくい。	交差点改良 横断歩道移設	対策継続
20	びわ中学校	【富岡自動車前の道路】 県道香花寺曾根線	生徒は、歩道が途切れるため北側から南側へ横断するが、北側から来る自動車から横断する場所がカーブの先で見にくい。	区画線引き直し 路面標示等設置	対策継続

長浜市通学路安全対策一覧表（路面標示などの簡易なハード対策・交通規制や交通安全教育のようなソフト対策等）

No.	学校名	危険箇所・路線名	通学路の状況	対策内容	対策状況
21	湖北中	【湖北町速水1004番地付近の道路】 県道延勝寺速水線	生活道路として利用されているが、道路幅員が狭く以前より自動車のすれ違いが困難な状況である。	道幅拡幅	対策継続
22	高月中学校	【宇根団地・高月団地から西へ向かう農道】 農道宮ノ西芝花線	新しくできた団地に向かう農道であるが、街路灯が設置されていない。	防犯灯設置	新規
23	木之本小学校	【社会福祉協議会木之本支所付近の道路】 市道田部千田赤川線	堤防沿いのガードレールが設置されていない部分がある。	路面標示等設置	対策継続
24	塩津小学校	【塩津中地先の交差点】 市道塩津中本線×市道塩津中野坂線	道路脇の水路が見にくく、降水時はかなりの増水が見られる。	スクリーン・アングル設置	対策継続
25	塩津小学校	【国道303号岩熊信号から北の道路】 市道岩熊余線	通行量が多いが、道路幅員が狭い。	グリーンベルト設置	対策継続

通学路対策箇所図（西中学校）



通学路対策箇所図（長浜北小学校・北中学校）



通学路対策箇所図（神照小学校）



通学路対策箇所図（南郷里小学校・東中学校）



通学路対策箇所図（南郷里小学校）



通学路対策箇所図（北郷里小学校・東中学校）



通学路対策箇所図（長浜南小学校）



通学路対策箇所図（湯田小学校）



通学路対策箇所図（浅井中学校）



通学路対策箇所図（浅井中学校）



通学路対策箇所図（びわ北小学校・びわ中学校）



通学路対策箇所図（びわ中学校）



通学路対策箇所図（速水小学校・湖北中学校）



通学路対策箇所図（高月中学校）



通学路対策箇所図（木之本小学校）



通学路対策箇所図（塩津小学校）

